

論文審査の結果の要旨

論文提出者 貴堂 嘉之

合衆国連邦議会で 1882 年に制定された排華移民法は、自由移民の原則を堅持してきた合衆国における、特定国籍の移民を対象とした最初の移民制限立法であり、以後、中国人は帰化不能外国人として<アメリカ人>の境界の埒外に置かれることとなった。本論文『アメリカ合衆国と中国人移民—歴史のなかの「移民国家」アメリカ—』は、この中国人移民の受け入れから入国制限、禁止にいたる合衆国移民政策の変容と、受け入れ社会における排斥運動の発生および鎮静化の経緯を分析し、南北戦争、再建期を含む 19 世紀後半の合衆国における中国人問題の歴史的意義を検証するものである。

論文は序章、1 章から 6 章、および結語の全 8 章からなる。そのうち 1 章から 4 章が構成する第一部では、19 世紀中葉の移民開始から 1882 年排華移民法の制定までの経緯が論じられ、5 章と 6 章とが構成する第二部では、同法制定後、20 世紀初頭に排華運動が鎮静化するまでの経緯が論じられる。

まず序論では、合衆国の「国民の物語」に組みこまれた移民史の枠組みが批判的に検討され、自由移民ばかりでなく、奴隷や契約労働者を含めた不自由移民の流れを包摂する統合的視点から移民史を検証する必要性が強調される。人の移動のグローバル・ヒストリー・モデルと本論が呼ぶこの枠組みを導入することで、合衆国史研究において個別に議論されがちであった移民史と黒人奴隷史との連関が浮かび上がり、19 世紀後半の内政外交全般に接続される中国人問題の重層的な分析が可能になると著者は主張する。

第一章では、中国人移民の主たる送出国であった広東を取り巻く国際環境と地域環境が入念に検討され、中国からの人口流出がグローバルな人の移動史に接続される。また、次章以降で論じられる両国間の条約交渉や排華移民法の制定過程に深く関わる、門戸開放推進派と総称される合衆国側の宣教師・貿易商・外交官、および、伝統的な棄民観とは異なる新しい移民観をのちに抱懐する清朝側の駐米公使らの活動が論じられる。

第二章では、合衆国に舞台を移して、サンフランシスコで排華運動が盛んとなった理由が検討される。19 世紀合衆国における中国人問題については、アイルランド系労働者と中国人の雇用競合に焦点が当てられ、差別の背景としての経済的動機を強調する先行研究が多い。しかし、19 世紀後半に「即席都市」として急速な発展を遂げたサンフランシスコにおいて、ビッグフォーと呼ばれた市の経済エリート集団と労働民衆とが鋭く対立したこと、また、西部特有の白人中心の人種主義や圧倒的な男性社会として発展した同市のジェンダー・セクシュアリティがその対立に特有の屈折を与えていたことを理解しなければ、激しい排華運動がこの地域にひろがった理由が深く理解できないと著者は説く。

第三章では、中国人移民問題が連邦レベルの問題となる 1860 年代後半以降の連邦議会内政治が考察される。南北戦争後の共和党急進派による人種平等を希求する諸改革のなかで、中国人移民を国民の境界内に包摂しようとする動きが進む一方、そうした共和党政治への反動から再建期の政治文化が変容し、一転して、排華移民法制定の動きが生まれた。その両方の運動の経緯を本章は検討する。と同時に、清末の外交政策を担った李鴻章らの動きを視野におさめた、米中の内政・外交両面を文脈とする排華移民法制定の歴史を検討する。

第四章では、中国人移民の表象が議論の俎上にのぼり、図像史料が存分に分析される。具

体的には、再建期にトマス・ナストが『ハーパーズ・ウィークリー』に描いた一連の風刺画が取り上げられ、政治家の演説や法令文の言説分析では十分に浮かび上がらない、＜アメリカ人＞の境界をめぐるイメージのせめぎ合いが検証される。その結果、暫定的ではあるが、南北戦後の混乱期、地域や人種の壁を越えた南北の兵士の絆や家族の結びつきを強調する国民像を共和党が創出するのにナストが力を貸し、「人種混交」の物語でセクシュアルな不安を喚起し「白人の統治」を復活させようと目論んだ民主党の政治と対峙していたことが、明らかにされる。

第二部では、1882年の排華移民法制定がその後、連邦法として再強化される過程が分析され、移民管理の技法として写真付き身分証の携帯など、20世紀の合衆国移民行政の原型をなす施策が「中国人問題」を契機に制度化される歴史が明らかにされる。

1885年ロックスプリングズ暴動が合衆国史上最大の中国人移民虐殺事件であることは研究者の間で異論がない。第五章では、その暴動を扇動したとされる労働騎士団の労働文化が詳細に分析され、のちに連邦移民局局長に転身するテレンス・パウダリーが残した史料に基づき、当時の労働運動が階級の連帯ではなく、ホワイトネスを核とする人種の連帯を当初から目指すものであった可能性が示唆される。労働騎士団とAFL(アメリカ労働総同盟)の間に人種の理解をめぐる大きな差が存在したことを無批判に認めることには問題があることがここで明らかになる。

第六章では、再建政治の終焉を受け、中国人を対照とした連邦移民法が1880年代末から90年代に再強化される歴史が、国内政治の変容と清朝との外交交渉の過程に接続されながら検討される。さらに、こうした動きを受けた清朝側が移民政策を転換(1893)し、駐米公使を通じた巻き返しにでた過程も明らかにされる。その後、合衆国側にあっても、米西戦争後の帝國的拡大の中で、門戸開放推進派と総称される人々が排華移民法の問題に深く関わり、最終的には、中国での合衆国商品ボイコット運動を契機に、合衆国国内における排華移民運動が鎮静化していく経緯が詳述される。

結語では、州レベルのローカルな圧力から連邦レベルの排華移民法制定に至るまでの過程を単線的に結びつけて説明する「カリフォルニア学説」の妥当性がまず検討される。そして、国内政治の文脈に頼るこの説明モデルでは19世紀合衆国における中国人移民問題の広がりや把握仕切れない可能性が指摘される。かわって、中国人問題に関与した米中両国の諸主体を浮かび上がらせ、世界的な奴隷解放運動や再建期の連邦政治、清朝側の外交など、移民政策の決定過程に加えられた様々な圧力と関連させながら、この問題を理解する必要性が強調される。それらの諸主体の連関を吟味しながら本論文が明らかにしたのは、自由な移民の移動ばかりに着目する神話化された「移民物語」に依拠せず、奴隷国家から自由労働者の移民国家へと合衆国が移行した歴史的経緯を再検証することの重要性である。その作業を通じて、帰化申請権を自由な白人のみに限定した1790年帰化法が再建期の政治において政治争点化し、やがて帰化不能外国人という範疇が生み出されるまでの過程が、一つの物語として立ち現れる。その物語において、国民の概念を凝固させるのに中国人移民の存在が果たした役割が本論文を貫く主たる論点である。排華移民法の制定とそれ以降の歴史経験こそが「移民国家」アメリカの国民国家化の淵源となった(本論文226頁)と本論文は説く。

以上が本論文の概要である。本論文の学術的意義については以下の審査結果が得られた。

第一に、国内史の文脈でもっぱら議論されがちであった中国人移民問題が、よりグロ

一バルな文脈に接続されることで、今までとは異なる歴史的意味を有することが理解された。そのことが何より高く評価できる。ここで「グローバルな文脈への接続」というのは、一つには、米中両国の内政外政への接続を意味する。すなわち、19世紀合衆国における中国人問題が単純な移民排斥事案ではなく、米中両国の国益と不可分に結びついた外交、通商上の問題でもあったことを本論文は明らかにした。例えば、門戸開放推進派の中国市場開放の圧力、清朝側の帝国維持、延命のための移民問題の利用、「帝国」としての合衆国の東アジア国際関係への介入などが、サンフランシスコ周辺における排華運動の発生から鎮静化の歴史過程に深く関わっていたことを本論文は実証している。

さらにここで言う「グローバルな文脈への接続」には、19世紀における国際労働力移動への排華移民問題の接続という意味も含まれる。すなわち本論文は、19世紀合衆国における中国人問題が、グローバルな奴隷制廃止運動とアメリカ南北戦争という二つの奴隷解放の歴史と深く交錯していることを明らかにしたのである。例えば、当時英米主導で進められていた「自由」労働と「不自由」労働の選別認定が中国人移民の流入に強い影響を与え、過酷な労働条件のもとに渡航する契約労働者までも「自由」労働者と擬似的にみなす再建期共和党政権の移民奨励策に繋がっていたことを実証している。「人類の避難場所」としての合衆国という神話化された移民国家像に修正を迫るこうした議論は、大西洋ばかりでなく太平洋にも歴史の視野を広げることで可能となったものであり、既存の合衆国移民史研究にアジア史の視点から新たな地平を切り開いたものと高く評価できる。

一方、方法論の側面で、人種の表象やジェンダー史の視点を分析に積極的に取り入れ、従来の研究にない厚みを移民史研究に加えた点も高く評価できる。合衆国における排華移民法の研究においては、連邦議会や州議会の議事録、移民調査委員会の報告書などが従来多用されてきた。本論文は、トマス・ナストという人気風刺画家が雑誌に掲載した凶像を史料として大きく取り上げたほか、ジェンダー・セクシュアリティ研究が提示するヴィクトリア朝的家庭観の護持という視点から中国人移民排斥運動の情緒的側面に迫るなどして、合衆国移民史研究の魅力を高めることに貢献している。

もちろん本論文にも改善の余地がないわけではない。まず長年にわたる研究の成果を論文集にまとめて刊行した結果、各論文の内容が発表時における史学史的制約を受け、論文全体の流れに揺らぎを生みだしている可能性が審査員から指摘された。とくに中国史研究の成果を参照する箇所での弊害が目立つことが審査員から具体的に指摘された。また、凶像の解読にさらに入念な準備がなされて良いという指摘もあった。とくに、「カラーブラインド」という概念を用いてナストの凶像を解析することの妥当性については若干の疑義が審査員から出された。最後に、19世紀後半から20世紀転換期への歴史を著者が専門としてきたために、その時代を合衆国史の分水嶺とみなす姿勢がどうしても強くなり、筆の滑るところが散見されることも審査員から指摘された。排華移民法の導入によって連邦国家としての合衆国が人種と国民の交錯に初めて真剣に向き合ったという主張が本論文では強すぎないかという議論が審査員間で交わされたのである。連邦という画一的な領域においてではないにせよ、移民国家としての合衆国が人種の問題に直面した先例は幾つか指摘することができる。それらの歴史をどのように本論文に取り込むべきか、検討の余地はあるというのが複数の審査員の見解であった。

しかしそれらの不足は本論文の議論の射程の広がり逆を示すとともに、今後新たにこ

の分野を専攻しようとする者が考えねばならない数多くの問題を本論文が確実に捉えていることを示す証しであり、現時点における本論文の学術的価値を損なうものではまったくない。したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。